

第2章

生物多様性の保全及び 持続可能な利用に関する取組

第1節 愛知目標の達成状況

1 愛知目標の国際的な達成状況

2020年9月に、「地球規模生物多様性概況第5版（以下「GBO5」という。）」が、生物多様性条約事務局により公表されました。GBO5は、各国から提出された生物多様性条約「第6回国別報告書」、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）の評価報告書等の生物多様性に関する研究成果やデータを分析し、「生物多様性戦略計画2011-2020（以下「戦略計画」という。）」及び「愛知目標」の国際的な達成状況について評価するとともに、戦略計画の2050年ビジョン「自然との共生」に向けて必要な行動等をまとめた報告書で、2021年以降の新たな生物多様性の世界目標の策定に向けた議論等に科学的な情報を提供するものです。

GBO5で指摘されたことは主として、以下のようにまとめられます。

- ・ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標で完全に達成できたものはない（図2-1-1）。
- ・達成できなかった理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベル

図2-1-1 愛知目標と達成状況

戦略目標 A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処	戦略目標 C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善
目標1：生物多様性の価値と行動の認識 目標2：生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合 目標3：有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用 目標4：持続可能な生産・消費計画の実施	目標11：陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全 目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化
戦略目標 B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進	戦略目標 D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化
目標5：森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少 目標6：水産資源の持続的な漁獲 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理 目標8：汚染を有害でない水準へ 目標9：侵略的外来種の制御・根絶 目標10：脆弱な生態系への悪影響の最小化	目標14：自然の恵みの提供・回復・保全 目標15：劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献 目標16：ABSに関する名古屋議定書の施行・運用
	戦略目標 E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化
	目標17：国家戦略の策定・実施 目標18：伝統的知識の尊重・統合 目標19：関連知識・科学技術の向上 目標20：資金を顕著に増加

注：部分的に達成した目標を黄色囲み、未達成の目標を赤囲みで示した。
資料：環境省

が、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかった。

- ・2050年ビジョン「自然との共生」の達成には、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策、生物多様性損失の要因への対応、生産・消費様式の変革及び持続可能な財とサービスの取引といった様々な分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていくことが必要。

我が国は、生物多様性条約事務局に設置した生物多様性日本基金を通じて、GBO5の作成を支援するとともに、途上国の国別報告書及び生物多様性国家戦略の策定支援を行うことにより、GBO5の根拠資料の充実化に貢献しました。2018年12月に第6回国別報告書を条約事務局に提出し、加えて、GBO5のレビュープロセスに積極的に参加するなど、内容の充実化にも貢献しました。

2 我が国における愛知目標の達成状況と生物多様性国家戦略2012-2020の最終評価

2021年2月に「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」を公表しました。この点検は、「生物多様性国家戦略2012-2020」の実施状況について最終評価を行うもので、我が国における愛知目標の達成状況の評価も含まれています。点検では、愛知目標の20の目標に対応して生物多様性国家戦略2012-2020で設定した13の国別目標の関連指標群の動向等を踏まえて評価しました。関連指標群の点検値は表2-1-1のとおりです。その結果、5つの国別目標を『目標を達成した』、8つの国別目標を『目標に向けて進捗したが、達成しなかった』と評価しました（図2-1-2）。他方、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価した8つの国別目標についても、例えば、トキ・コウノトリの野生復帰や、サンゴ礁・藻場・干潟等における各種指定区域の面積に関する関連指標群に進捗が認められるなど、大部分の国別目標は進んでいます。このため、国別目標全体としては、愛知目標の達成に向けて着実に進捗したと考えられます。

また、生物多様性国家戦略2012-2020全体の達成状況評価は、同戦略で設定した2020年度までの短期目標「生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する」に対して、「国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されていることは評価できるが、更なる努力が必要」と評価しました。

表2-1-1 (1) 国別目標の関連指標群の点検値

戦略目標	国別目標 ◆主要行動目標	関連指標群	ベースライン値 原則としてH24年度の値	最新値
A：生物多様性の損失の根本原因に対処する				
	<p>A-1： 遅くとも2020年までに、各主体が生物多様性の重要性を認識し、それぞれの行動に反映する「生物多様性の社会における主流化」が達成され、生物多様性の損失の根本原因が軽減されている。</p> <p>◆A-1-1：生物多様性の広報・教育・普及啓発等を充実・強化（環、外、文、農、経、国）</p> <p>◆A-1-2：生物多様性及び生態系サービスの経済的な評価などによる可視化の取組を推進する（環、農、国）</p> <p>◆A-1-3：①自治体における戦略策定・実践的な取組の支援。 ②2013年までに地域戦略策定の手引きを改定（環）</p> <p>◆A-1-4：①生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国と自治体における戦略・計画等の策定を促進。 ②奨励措置による生態系への影響の考慮、配慮した奨励措置の実施。</p> <p>◆A-1-5：生物多様性に配慮した持続可能な事業活動のための方針の設定・公表と実施の奨励（環）</p>	<p>生物多様性の重要性に関する認識状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性」の言葉の認知度 [%] ・「生物多様性国家戦略」の認知度 [%] 	<p>55.7 (H24)</p> <p>34.4 (H24)</p>	<p>51.8 (R1)</p> <p>25.4 (R1)</p>
		<p>生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数【累積】</p>	124 (H24)	185 (R1)
		<p>生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数【累積】</p>	501 (H24)	526 (R1)
		<p>ナショナル・トラストによる保全地域の箇所数及び面積</p> <p>※「日本ナショナル・トラスト協会調べ」より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箇所数【団体】【累積】 ・面積【ha】【累積】 	<p>28 (H25)</p> <p>9,000 (H25)</p>	<p>48 (R1)</p> <p>16,206 (R1)</p>
		<p>にじゅうまるプロジェクトへの登録数【事業数】【累積】</p>	132 (H24)	1,054 (R1)
		<p>グリーンウェイへの参加団体数</p>	465 (H24)	393 (R1)
		<p>多面的機能支払交付金認定農用地面積（農地維持支払）【万ha】</p>	196 (H26)	227 (R1)
		<p>多面的機能支払交付金認定農用地面積（資源向上支払）【万ha】</p>	179 (H26)	201 (R1)
		<p>森林経営計画の策定面積【万ha】</p>	289 (H24)	501 (H30)
		<p>国内における、SGEC、FSCの森林認証面積、MEL ジャパン、MSC、JHEPの認証取得数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SGECの森林認証面積【万ha】 ・FSCの森林認証面積【万ha】 ・MEL認証取得数（生産段階）【累積】 ・MEL認証取得数（流通加工段階）【累積】 ・MSCの認証取得数（生産段階）【累積】 ・JHEPの認証取得数【累積】 	<p>90 (H24)</p> <p>40 (H24)</p> <p>18 (H24)</p> <p>49 (H24)</p> <p>1 (H24)</p> <p>14 (H24)</p>	<p>203 (R1)</p> <p>41 (R1)</p> <p>69 (R1)</p> <p>58 (R1)</p> <p>6 (R1)</p> <p>79 (R1)</p>
		<p>自然保護地域や自然環境保全事業等を対象とした経済価値評価などによる生物多様性及び生態系サービスの可視化の実施数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省が実施した経済価値評価の事例数【累積】 	1 (H24)	10 (R1)
		<p>生物多様性の保全の取組や保全のための配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計画（生物多様性地域戦略及び地域連携保全活動計画をはじめとした地方自治体の計画等）の策定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性地域戦略策定済み都道府県【累積】 ・生物多様性地域戦略策定済み市区町村【累積】 ・地域連携保全活動計画の策定数【累積】 ・エコツーリズム推進法に基づく全体構想策定数【累積】 	<p>24 (H24)</p> <p>29 (H24)</p> <p>1 (H24)</p> <p>3 (H24)</p>	<p>44 (R1)</p> <p>111 (R1)</p> <p>15 (R1)</p> <p>17 (R1)</p>
		<p>生物多様性の確保に配慮した緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）の策定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合 [%] 	36 (H24)	52 (H30)
		<p>生態系サービスへの支払い税（森林環境税等）の導入自治体数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境税等の導入自治体数【都道府県】【累積】 	33 (H24)	37 (R1)
		<p>環境保全経費（自然環境の保全と自然とのふれあいの推進）の予算額【億円】</p> <p>※平成25年度予算より環境保全経費（生物多様性の保全及び持続可能な利用）に区分が変更となった</p>	1,393 (H24)	1,805 (R1)
		<p>生物多様性保全の取組に関する方針の設定と取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を実施しているか、実施する方向で検討している事業者の割合 [%] 	-	57.2 (H25)

表2-1-1(2) 国別目標の関連指標群の点検値

戦略目標	国別目標 ◆主要行動目標	関連指標群	ベースライン値 原則としてH24年度の値	最新値
B：人為的圧力等の最小化と持続可能な利用を推進する				
	B-1： 2020年までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断を顕著に減少させる。	特に重要な水系における湿地の再生の割合 [%]【累積】	39 (H24)	70 (R1)
	◆B-1-1 ベースライン設定（環、農）	干潟の再生割合 [%]	38.0 (H24)	41.2 (H30)
	◆B-1-2 生態系ネットワーク形成、湿地・干潟の再生（環、農、国）			
	◆B-1-3 鳥獣の生息状況調査促進、法施行状況の見直し（2015年まで）、担い手確保の仕組みづくり（環）	三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合 [%]	47.0 (H24)	51.5 (H30)
	◆B-1-4 鳥獣による森林被害対策、鳥獣の生息環境確保のための対策（農）	都市域における水と緑の公的空間確保量 [m ² /人]	12.8 (H24)	13.6 (H30)
	B-2： 2020年までに、生物多様性の保全を確保した農林水産業が持続的に実施される。	農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数 [万人・団体]	186.9 (H24)	267.6 (R1)
	◆B-2-1 持続的な農業生産と生物多様性保全の両立の促進（農）	エコファーマー累積新規認定件数【累積】	278,540 (H24)	310,123 (H30)
		環境保全型農業直接支払制度取組面積	41,439 (H24)	79,839 (R1)
		生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所【箇所】	1,694 (H24)	2,468 (R1)
	◆B-2-2 ①森林の多面的機能の持続的発揮。	中山間地域等において減少を防止する農用地面積 [万ha]	7.8 (H24)	7.5 (H30)
	②森林生態系多様性基礎調査の推進（農）	森林計画対象面積 [百万ha] ※現状維持が目標	25 (H23)	25 (H28)
		藻場・干潟の保全・創造面積 [ha]	738 (H24)	7,665 (H29)
		漁場の堆積物除去面積 [万ha]	3.6 (H24)	17.7 (H29)
	◆B-2-3 藻場・干潟の保全・再生、高度回遊性魚類（マクロ含）の持続的利用・管理のための国際協力、資源管理、養殖生産・内水面保全等により持続的漁業と生物多様性保全を両立（農）	魚礁や増養殖場の整備面積 [万ha]	2.3 (H24)	7.0 (H29)
		漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率 [%]	57.1 (H24)	71.0 (R1)
		多国籍漁業協定数【累積】	52 (H24)	52 (R1)
	◆B-2-4 里海づくりの取組実施（環）	わが国周辺水域の資源水準の状況（中位以上の系群の割合） [%]	58 (H24)	56 (R1)
		漁業者等による資源管理計画数【累積】	1,705 (H24)	2,066 (R1)
		海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合 [%]	85.5 (H24)	91.4 (R1)
		里海づくりの取組箇所数【箇所】	122 (H22)	291 (H30)
		MEL認証取得数（生産段階）【累積】		
		※再掲（目標4）	18 (H24)	69 (R1)
		MEL認証取得数（流通加工段階）【累積】		
		※再掲（目標4）	49 (H24)	58 (R1)
		MSCの認証取得数（生産段階）【累積】		
		※再掲（目標4）	1 (H24)	6 (R1)
		SGECの森林認証面積 [万ha]		
		※再掲（目標4）	90 (H24)	203 (R1)
		FSCの森林認証面積 [万ha]		
		※再掲（目標4）	40 (H24)	41 (R1)
	B-3： 2020年までに、窒素やリン等による汚染の状況を改善しつつ、水生生物等の保全と生産性向上、持続可能な利用の上で望ましい水質と生息環境を維持する。特に、湖沼、内湾等の閉鎖性の高い水域については総合的、重点的な推進を図る。	水質環境基準の達成状況 ※健康項目=人の健康の保護のために設けられた基準 ・河川 [%] ・湖沼 [%] ・海域 [%]	98.6 (H24) 99.5 (H24) 100.0 (H24)	98.9 (H30) 99.2 (H30) 100.0 (H30)
	◆B-3-1 流域からの栄養塩類及び有機汚濁物質を削減するとともに、2015年3月までに第7次水質総量削減を実施（環、農、国）	閉鎖性水域における全窒素及び全リン濃度の環境基準の達成状況 ※基準を満たす測定地点数の割合 ※生活環境基準は、当該水域の利用目的（水道、工業用水、水浴等）に応じて異なる基準が適用されている。目的が異なる基準を満たしていることをもって「生態系機能に有害とならない水準まで抑えられ」と説明することは困難か？ ※生活環境=人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む（環境基本法）		
	◆B-3-2 閉鎖性水域の水質・貧酸素水塊の発生改善。水生生物保全のため、2014年までに下層D0及び透明度の環境基準化（環、国）	・湖沼（全窒素濃度） [%] ・湖沼（全リン濃度） [%] ・湖沼（全窒素、全リン濃度とも） [%] ・東京湾（全窒素、全リン濃度とも） [%] ・伊勢湾（全窒素、全リン濃度とも） [%] ・大阪湾（全窒素、全リン濃度とも） [%] ・瀬戸内海（大阪湾を除く）（全窒素、全リン濃度とも） [%] ・有明海（全窒素、全リン濃度とも） [%] ・八代海（全窒素、全リン濃度とも） [%]	12.8 (H24) 54.6 (H24) 51.3 (H24) 83.3 (H24) 57.1 (H24) 100.0 (H24) 98.2 (H24) 40.0 (H24) 100.0 (H24)	16.7 (H30) 51.2 (H30) 48.8 (H30) 100.0 (H30) 85.7 (H30) 100.0 (H30) 96.5 (H30) 40.0 (H30) 75.0 (H30)
	◆B-3-3 水生生物等の生息環境保全と高い生産性が両立する管理方策の確立に向けた調査研究（環）			

表2-1-1 (3) 国別目標の関連指標群の点検値

戦略目標	国別目標 ◆主要行動目標	関連指標群	ベースライン値 原則としてH24年度の値	最新値	
B-3		赤潮・アオコの発生件数 ・赤潮の発生件数（東京湾） [件] ・赤潮の発生件数（伊勢湾） [件] ・赤潮の発生件数（瀬戸内海） [件] ・赤潮の発生件数（有明海） [件] ・赤潮の発生件数（八代海） [件] ・アオコの発生件数（霞ヶ浦（西浦＋北浦）） [日] ・アオコの発生件数（琵琶湖） [日]	27 (H24) 32 (H24) 116 (H24) 44 (H24) 16 (H24) 118 (H24) 18 (H24)	30 (H29) 27 (H29) 82 (H30) 33 (H30) 13 (H30) 3 (R1) 16 (R1)	
		閉鎖性水域におけるCODの環境基準の達成状況 ※基準を満たす測定地点数の割合 ・湖沼 [%] ・東京湾 [%] ・伊勢湾 [%] ・大阪湾 [%] ・瀬戸内海（大阪湾を除く） [%] ・有明海 [%] ・八代海 [%]	55.3 (H24) 63.2 (H24) 56.3 (H24) 66.7 (H24) 79.3 (H24) 86.7 (H24) 85.7 (H24)	54.3 (H30) 63.2 (H30) 50.0 (H30) 66.7 (H30) 72.3 (H30) 93.3 (H30) 92.9 (H30)	
		水生生物保全に係る環境基準の達成状況 ※有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育環境の保護を対象とする（「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について」中央環境審議会水環境部会平成15年） ・河川（全亜鉛） [%] ・湖沼（全亜鉛） [%] ・海域（全亜鉛） [%] ・河川（ノニルフェノール） [%] ・湖沼（ノニルフェノール） [%] ・海域（ノニルフェノール） [%] ・河川（LAS） [%] ・湖沼（LAS） [%] ・海域（LAS） [%]	96.5 (H24) 99.7 (H24) 99.4 (H24) 100.0 (H24) 100.0 (H24) 100.0 (H24) — — —	97.9 (H30) 100.0 (H30) 100.0 (H30) 100.0 (H30) 100.0 (H30) 100.0 (H30) 99.6 (H30) 100.0 (H30) 100.0 (H30)	
		東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における貧酸素域の分布状況 ・東京湾 ・伊勢湾 ・瀬戸内海	— — —	— — —	
		陸域からの窒素・リン流入負荷量 ※暫定値を含む ・陸域からの窒素流入負荷量（東京湾） [t/日] ・陸域からの窒素流入負荷量（伊勢湾） [t/日] ・陸域からの窒素流入負荷量（瀬戸内海） [t/日] ・陸域からのリン流入負荷量（東京湾） [t/日] ・陸域からのリン流入負荷量（伊勢湾） [t/日] ・陸域からのリン流入負荷量（瀬戸内海） [t/日]	154 (H24) 85 (H24) 316 (H24) 10 (H24) 7 (H24) 19 (H24)	152 (H29) 88 (H29) 302 (H29) 10 (H29) 6 (H29) 19 (H29)	
		干潟の再生の割合 [%] ※再掲	38.0 (H24)	41.2 (H30)	
		三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合 [%] ※再掲	47.0 (H24)	51.5 (H30)	
		地下水環境基準（硝酸、亜硝酸）の達成状況 [%] ※平成25年度地下水質測定結果の概況調査（項目「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」）による 指標なし、定性的評価 指標なし、定性的評価	96.4 (H24)	97.1 (H30)	
		B-4 : 2020年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた対策を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。また、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。	特定外来生物、外来種ブラックリスト（仮称）の指定等種類数とそのうちの未定着種類数※「外来種ブラックリスト（仮称）」は「生態系被害防止外来種リスト」として平成27年3月に策定済み ・特定外来生物の指定等種類数 ・特定外来生物の未定着種類数 ・生態系被害防止外来種リストの指定等種類数 ・生態系被害防止外来種リストの未定着種類数 指標なし、定性的評価	105 (H24) 58 (H24) 429 (H26) 101 (H26)	148 (R1) 85 (R1) 429 (R1) 101 (R1)
		◆B-4-1 ①2014年までに侵略的外来種リスト（仮）作成 ②定着経路情報の整備（環、農）	外来生物法に基づく防除の確認・認定件数 ・確認件数 [件] ・認定件数 [件]	987 (H24) 110 (H24)	1,071 (R1) 216 (R1)
		◆B-4-2 ①優先度の整理と防除の推進 ②外来種被害防止行動計画（仮）の策定	奄美大島及び沖縄島やんばる地域（防除実施地域内（2012年度時点）におけるマングースの捕獲頭数及び捕獲努力量当たりの捕獲頭数、アマミノクロウサギ及びヤンバルクイナの生息状況（生息確認メッシュ数） ・マングースの捕獲頭数（奄美大島） [頭] ・マングースの捕獲頭数（沖縄島やんばる地域） [頭] ・マングースの捕獲努力量当たりの捕獲頭数（奄美大島） [頭/1000わな日] ・マングースの捕獲努力量当たりの捕獲頭数（沖縄島やんばる地域） [頭/1000わな日] ・生息メッシュ数（アマミノクロウサギ） [メッシュ] ・生息メッシュ数（ヤンバルクイナ） [メッシュ]	197 (H24) 203 (H24) 0.08 (H24) 0.14 (H24) 112 (H24) 155 (H24)	0 (R1) 39 (R1) 0 (R1) 0.027 (R1) 151 (H30) 146 (R1)
		◆B-4-3 優先度の高い侵略的外来種について、制御・根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進	地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の整備 ・リストの作成 [件数] ・条例の整備 [件数]	24 (H23) 20 (H23)	27 (R1) 25 (R1)
		B-5 : 2015年までに、サンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系を悪化させざるを得ない人為的圧力等の最小化に向けた取組を推進する。	サンゴ礁の状態の推移傾向（サンゴ被度） [%] 水質の指標（全窒素、全リン）、底質中懸濁物質含量（SPSS） ・水質の指標（全窒素） ・水質の指標（リン） ・底質中懸濁物質含量（SPSS）	27.7 (H24) — — —	27.3 (R1) 4,051 (H30) 3,944,152 (H30) —
◆B-5-1 ①2013年までに人為的圧力を特定 ②2015年までに生態学的許容値を設定し取組を実施（農）	日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域の面積 ・サンゴ礁 [%] ・藻場 [%] ・干潟 [%]	42 (H20) 47 (H20) 9 (H20)	58 (H28) 55 (H28) 30 (H28)		
	人為的圧力が生態学的許容値以下に抑えられている箇所数	—	—		

表2-1-1(4) 国別目標の関連指標群の点検値

戦略目標	国別目標 ◆主要行動目標	関連指標群	ベースライン値 原則としてH24年度の値	最新値	
C：生態系、種、遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善する					
第2章	<p>C-1： 2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%を適切に保全・管理する。</p> <p>◆C-1-1 愛知目標中間評価までに保全・管理状況を把握するための手法・ベースライン・現状を整理（環、農）</p> <p>◆C-1-2 生物多様性保全に寄与する地域の指定について検討し、適切な保全・管理を推進（環、文、農、国）</p> <p>◆C-1-3 生態系ネットワークの計画手法や実現手法の検討を深め、さまざまな空間レベルにおける計画策定や事業実施に向けた条件整備を進める。また、広域圏レベルにおける生態系ネットワークの方策を検討し、その形成を推進する（環、農、国）</p> <p>◆C-1-4 2014年までに重要海域を抽出、保全の必要性・方法を検討（環）</p>	<p>自然公園面積（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園の面積 [ha] ・国定公園の面積 [ha] ・都道府県立自然公園の面積 [ha] 	<p>2,093,363 (H24)</p> <p>1,362,613 (H24)</p> <p>1,977,485 (H24)</p>	<p>2,194,931 (R1)</p> <p>1,445,150 (R1)</p> <p>1,948,730 (R1)</p>	
		<p>自然環境保全地域等面積（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原生自然環境保全地域 [ha] ・自然環境保全地域 [ha] ・都道府県自然環境保全地域 [ha] 	<p>5,631 (H24)</p> <p>21,593 (H24)</p> <p>77,342 (H24)</p>	<p>5,631 (R1)</p> <p>22,542 (R1)</p> <p>77,413 (R1)</p>	
		<p>都市域における水と緑の公的空間確保量 [m²/人] ※再掲</p>	<p>12.8 (H24)</p>	<p>13.6 (H29)</p>	
		<p>鳥獣保護区面積（国指定鳥獣保護区、都道府県指定鳥獣保護区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定鳥獣保護区の箇所数 [箇所] ・国指定鳥獣保護区の面積 [千ha] ・都道府県指定鳥獣保護区の箇所数 [箇所] ・都道府県指定鳥獣保護区面積 [千ha] 	<p>82 (H24)</p> <p>582 (H24)</p> <p>3,759 (H24)</p> <p>3,032 (H24)</p>	<p>86 (R1)</p> <p>593 (R1)</p> <p>3,639 (R1)</p> <p>2,926 (R1)</p>	
		<p>海洋保護区面積（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等） [km²]</p>	<p>369,200 (H23)</p>	<p>369,200 (H30)</p>	
		<p>国有林野の保護林及び緑の回廊面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護林面積 [千ha] ・緑の回廊面積 [千ha] 	<p>915 (H24)</p> <p>586 (H24)</p>	<p>978 (R1)</p> <p>584 (R1)</p>	
		<p>保安林面積 [万ha]</p>	<p>1,209 (H24)</p>	<p>1,223 (R1)</p>	
		<p>生息地等保護区面積 ※再掲（目標12）</p>	<p>885.5 (H24)</p>	<p>890.2 (R1)</p>	
		<p>特に重要な水系における湿地の再生の割合 [%]【累積】 ※再掲</p>	<p>39 (H24)</p>	<p>67 (H30)</p>	
		<p>国立公園において保全・管理に当たる自然保護官等の人数 [人]</p>	<p>71 (H24)</p>	<p>141 (R1)</p>	
		<p>国立公園内において国立公園管理に携わるボランティアの人数 ・パークボランティアの人数 [人]</p>	<p>1,569 (H24)</p>	<p>1,440 (R1)</p>	
		<p>C-2： 絶滅のおそれの高い種のうち、2020年までにレッドリストのランクが下がる種が増加している。また、2020年までに作物、家畜等の遺伝子の多様性が維持される。</p> <p>◆C-2-1 2020年までに、知見集積・情報共有・体制整備を推進。レッドリスト整備と定期的な見直し（環）</p> <p>◆C-2-2 希少種指定の着実な推進、保護増殖事業計画の策定・取組推進、保全手法・技術改善（環、文、農、国）</p> <p>◆C-2-3 絶滅・減少防止のため、地域での合意形成、生息・生育環境の整備を推進（農）</p> <p>◆C-2-4 2020年までに、絶滅の危険性が極めて高い種について、生息域外保全、飼育繁殖個体の野生復帰を推進し、生態系回復・地域社会の活性化を図る（環、文、農、国）</p> <p>◆C-2-5 ①作物の遺伝資源：植物遺伝資源の保全について連携・補完する保全ネットワークを構築 ②家畜の遺伝資源：我が国固有の品種を中心に遺伝的特長を有する多様な育種資源の確保・利用の推進（農）</p>	<p>脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脊椎動物 [%] ・昆虫 [%] ・維管束植物 [%] <p>環境省レッドリストにおいてランクが下がった種*の数 [種]【累積】 ※第4次レッドリストからレッドリスト2020までにランクが下がった種（評価の結果ランク外となった種を含む）</p> <p>脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における生息域外保全の実施されている種数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脊椎動物 [種] ※日本動物園水族館協会の絶滅危惧種飼育繁殖一覧のうち「保険個体群の維持取組」の数 ・昆虫 [種] ※全国昆虫施設連絡協議会の絶滅危惧種飼育繁殖一覧のうち「飼育累代」の数 ・維管束植物 [種] ※日本植物園協会が保有する絶滅危惧植物の種数 <p>国内希少野生動物種の指定数 [種]</p> <p>生息地等保護区の箇所数及び面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箇所数 [箇所]【累積】 ・面積 [ha] <p>保護増殖事業計画の策定数 [種] 指標なし、定性的評価</p> <p>トキ・コウノトリ・ツシマヤマネコの野生個体数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トキ（野外） [羽] ※各年12月時点の野生下トキの個体数 ・ツシマヤマネコ（推定） [頭] ・コウノトリ [羽] ※大陸からの飛来個体1羽を含む <p>農研機構遺伝資源センターにおける遺伝資源保存数</p>	<p>21.3 (R1)</p> <p>1.1 (H30)</p> <p>25.6 (R1)</p> <p>0 (H24)</p> <p>11 (R1)</p> <p>—</p> <p>11 (H24)</p> <p>—</p> <p>90 (H24)</p> <p>9 (H24)</p> <p>885.5 (H24)</p> <p>49 (H24)</p> <p>76 (H24)</p> <p>62 (H24)</p> <p>21.9 (H24)</p>	<p>21.3 (R1)</p> <p>1.1 (H30)</p> <p>25.6 (R1)</p> <p>11 (R1)</p> <p>34 (R1)</p> <p>22 (R1)</p> <p>1,210 (H30)</p> <p>356 (R1)</p> <p>9 (R1)</p> <p>890.2 (R1)</p> <p>51 (R1)</p> <p>424 (R1)</p> <p>約70頭又は約100頭 (2010年代前半)</p> <p>176 (R1)</p> <p>22.9 (R1)</p>

表2-1-1 (5) 国別目標の関連指標群の点検値

戦略目標	国別目標 ◆主要行動目標	関連指標群	ベースライン値 原則としてH24年度の値	最新値
D：生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を強化する				
	D-1： 2020年までに、生態系の保全と回復を通じ、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を国内外で強化する。特に里地里山における自然資源の持続可能な利用の重要性が認識され、各種取組が行われる。	森林計画対象面積 [百万ha] ※再掲、目標7	25 (H23)	25 (H28)
	◆D-1-1 持続的な森林経営を確立、多様で健全な森林の整備・保全を推進することで水源涵養等の多面的機能の発揮を図る (農) ◆D-1-2 農業の持続的な営みを通じて、農村環境の保全・利用と地域資源活用を図る (農) ◆D-1-3 SATOYAMA イニシアティブの国内外での推進 (環、文、農、国)	農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数 [万人・団体] ※再掲	186.9 (H24)	267.6 (R1)
	◆D-1-4 グリーン復興PJ、三陸復興NP指定 (2013) と段階的な再編成 (環)、海岸防災林の復旧・再生 (農) ◆D-1-5 里海づくりの取組実施 (環) ◆D-1-6 ユネスコ生物圏保存地域の仕組みを活用する新たな施策の展開検討 (文、農、環)	SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップの協力活動の数	22 (H24)	48 (R1)
		里海づくりの取組箇所数 [箇所]	122 (H22)	291 (H30)
	D-2： 2020年までに、劣化した生態系の15%以上の回復等により、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵機能が強化され、気候変動の緩和と適応に貢献する。	自然再生推進法における取組面積・箇所数 ・面積 [万ha] ・箇所数	48 (H24) 24 (H24)	48 (H29) 26 (R1)
	◆D-2-1 中間評価までに、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立、現状を整理 (環境省、農林水産省) ◆D-2-2 生態系の保全と回復、それによる気候変動の緩和・適応の推進 (環、農、国) ◆D-2-3 森林吸収源対策、緑の回廊の設定等による気候変動の緩和と適応	国立公園内の自然再生事業 ・面積 [万ha] ・箇所数	36 (H24) 7 (H24)	35 (R1) 6 (R1)
		干潟の再生の割合 [%] ※再掲	38.0 (H24)	41.2 (H30)
		都市緑化等による温室効果ガス吸収量 [万t-CO ₂]	108 (H24)	124 (H30)
		森林による二酸化炭素吸収量 [万t-CO ₂]	5,168 (H24)	4,702 (H30)
		国有林野の保護林及び緑の回廊面積 ・保護林面積 [千ha] ※再掲 ・緑の回廊面積 [千ha] ※再掲	915 (H24) 586 (H24)	978 (R1) 584 (R1)
	D-3： 可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを旨とする。			
	◆D-3-1 名古屋議定書締結、2015年までに国内措置実施を目指す ◆D-3-2 GEFや名古屋議定書実施基金を通じ途上国への支援の促進を図る (外、財、環)		-	-

表2-1-1(6) 国別目標の関連指標群の点検値

戦略目標	国別目標 ◆主要行動目標	関連指標群	ベースライン値 原則としてH24年度の値	最新値
E：生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築を推進する				
	E-1： 生物多様性国家戦略に基づき施策の総合的・計画的な推進を図る。また、愛知目標の国別目標17の達成に向け支援・協力をを行う。	主要行動目標の実施状況	-	点検実施
	◆E-1-1 必要に応じ戦略の見直しを検討（全） ◆E-1-2 GEFや日本基金を通じ、世界全体での個別目標17の達成に貢献（外、財、環）	生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた締約国のうち、生物多様性国家戦略を改定した国数【累積】	13（H24）	170（R1）
	E-2： 2020年までに、生物多様性に関する地域社会の伝統的知識等が尊重される。また、科学的基盤を強化し、科学と政策の結びつきを強化する。さらに、遅くとも2020年までに、愛知目標の達成に向け必要な資源を効果的・効率的に動員する。	1/2.5万 現存植生図整備状況【面】【累積】	3,049（H24）	4,216（R1）
	◆E-2-1 伝統的生活文化の知恵、技術を再評価し、継承・活用を促進（環、文） ◆E-2-2 2020年までに自然環境基礎調査等のデータの充実等を行う。各主体の連携によるデータ収集・提供・共有等の体制を整備（環、文、農、国） ◆E-2-3 2020年までに海洋生物・生態系の科学的知見の充実を図る（文、環、国） ◆E-2-4 国別目標の中間評価を実施（環、外、文、農、経、国） ◆E-2-5 IPBESへの参加・貢献、国内体制整備（環、農） ◆E-2-6 愛知目標達成のための資源動員状況把握、事務局への報告体制整備（環）	GBIFへのデータの登録状況【件】	2,946,992（H24）	8,192,439（R1）

資料：生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議「生物多様性国家戦略2012－2020の実施状況の点検結果」より環境省作成

図2-1-2 愛知目標と我が国の国別目標の関係

戦略目標	愛知目標の個別目標	国別目標
A 根本的要因への取組	1 人々が生物多様性の価値及びその保全と持続可能な利用のための行動を認識する	A-1
	2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる	
	3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、または改革され、正の奨励措置が策定・適用される	
	4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する	
B 直接的要因への取組	5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する	B-1
	6 水産資源が持続的に漁獲される	B-2
	7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される	B-3
	8 汚染が有害でない水準まで抑えられる	B-4☆
	9 侵略的外来種が制御され、根絶される	B-5
C 状況の維持・改善	10 サンゴ礁など気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する	C-1☆
	11 陸域の17%、海域の10%が保護地域などにより保全される	
	12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される	
D 自然の恵みの強化	13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される	C-2
	14 自然の恵みが提供され、回復・保全される	D-1
	15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ、気候変動の緩和と適応に貢献する	D-2
	16 ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される	D-3☆
E 実施の強化	17 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する	E-1☆
	18 伝統的知識が尊重され、主流化される	E-2☆
	19 生物多様性に関する知識・科学技術が改善される	
	20 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する	

☆：「達成した」と評価した国別目標
資料：環境省

1 多様な主体の参画

(1) 国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）による取組

2011年から2020年までの10年間は、国連の定めた「国連生物多様性の10年」です。愛知目標の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組む10年とされています。

我が国においては、あらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため、2011年9月に「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」を設立しました。UNDB-Jは、生物多様性に関する理解や普及啓発に資する取組として、国民一人一人が自分の生活の中で生物多様性との関わりを捉えることができる5つのアクション「MY行動宣言」の呼び掛け、全国各地で行われている5つのアクションに取り組む団体・個人を表彰する「生物多様性アクション大賞」、子供向け推薦図書（「生物多様性の本箱」～みんなが生きものをつながる100冊～）の全国の図書館での展示の呼び掛け等の取組を行いました。また、国際自然保護連合日本委員会が行う「にじゅうまるプロジェクト」への登録を呼び掛けるとともに、優良事例についてはUNDB-Jが推奨する連携事業として認定し（2020年4月時点で累計173件）、広く紹介しています。「国連生物多様性の10年」の最終年となる2020年は、国内の生物多様性に関する10年間の取組成果を広く共有・発信していく「未来へつなぐ『国連生物多様性の10年』せいかりレー」というキャンペーンを実施し、2021年以降の取組へつなげていくこととしています。2020年6月には第10回UNDB-Jに小泉進次郎環境大臣が参加し、コロナ後の新たな社会を見据えた経済社会変革の重要性等について呼び掛けました（写真2-2-1）。

これらの活動状況を発表するオフィシャルウェブサイトやFacebook等のSNS、ポータルサイト「生物多様性.com」の開設を通じて、普及啓発を促進しています。

写真2-2-1 第10回UNDB-Jにおける小泉進次郎環境大臣と中西宏明日本経済団体連合会会長（当時）



資料：環境省

(2) 地域主体の取組の支援

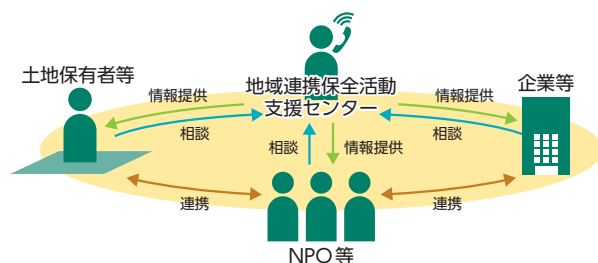
生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めることとされており、2021年3月末時点で47都道府県、112市町村等で策定されています。

生物多様性の保全や回復、持続可能な利用を進めるには、地域に根付いた現場での活動を自ら実施し、また住民や関係団体の活動を支援する地方公共団体の役割は極めて重要なため、「生物多様性自治体ネットワーク」が設立されており、2021年4月時点で185自治体が参画しています。

地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、「生物多様性保全推進支援事業」において、全国で68の取組を支援しました。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）（平成22年法律第72号）は、市町村やNPO、地域住民、企業など地域の多様

図2-2-1 地域連携保全活動支援センターの役割



資料：環境省

な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することで、地域の生物多様性を保全することを目的とした法律です。同法に基づき、2021年4月時点で15地域が地域連携保全活動計画を作成済みであり、17自治体が同法に基づく地域連携保全活動支援センターを設置しています（図2-2-1、表2-2-1）。また、同法の更なる活用を図るため、地域連携保全活動支援センターへの各種情報提供、同センターの設置促進等を行いました。

ナショナル・トラスト活動については、その一層の促進のため、引き続き税制支援措置等を実施しました。また、非課税措置に係る申請時の留意事項等を追記した改訂版のナショナル・トラストの手引きの配布等、普及啓発を行いました。

利用者からの入域料の徴収、寄付金による土地の取得等、民間資金を活用した地域における自然環境の保全と持続可能な利用を推進することを目的とした地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成26年法律第85号。以下「地域自然資産法」という。）の運用を進めました。2020年12月時点で、地域自然資産法に基づく地域計画が沖縄県竹富町と新潟県妙高市で作成されており、両地域において同計画に基づく入域料の収受等の取組が進められています。

(3) 生物多様性に関する広報の推進

毎年5月22日は国連が定めた「国際生物多様性の日」であり、2020年のテーマは「Our solutions are in nature」でした。国際生物多様性の日を迎えるに当たり、生物多様性条約事務局のホームページ等を通じて、小泉進次郎環境大臣からビデオメッセージを発信しました。そのほか、生物多様性の重要性を一般の方々に知ってもらうとともに、生物多様性に配慮した事業活動や消費活動を促進するため、前項で紹介したUNDB-Jの各種取組のほか、「エコライフ・フェア」、「GTFグリーンチャレンジデー」、「東京湾大感謝祭」など、様々なイベントの開催・出展や様々な活動とのタイアップによる広報活動等を通じ、普及啓発を進めています。

2 生物多様性に配慮した企業活動の推進

(1) 生物多様性に配慮した事業者の取組の推進

愛知目標4「ビジネス界を含めたあらゆる関係者が、持続可能な生産・消費のための計画を実施する」を受け、生物多様性の保全及び持続可能な利用など、生物多様性条約の実施に関する民間事業者の参画を促進するため、「生物多様性民間参画ガイドライン」等の普及広報など様々な取組を行っています。

近年の事業者を取り巻く生物多様性に関する動向を踏まえ、2009年に策定した「生物多様性民間参画ガイドライン」を、2017年12月に改訂し、普及啓発を進めています。また、日本企業の優良な取組を海外に発信するために、英語版を作成し、生物多様性条約第14回締約国会議（COP14。以下、締約国会議を「COP」という。なお、本章におけるCOPは、生物多様性条約締約国会議を指す。）及びG20関連会議等で紹介しました。また2020年5月には、「生物多様性民間参画事例集」及び「企業情報開示のグッドプラクティス集」を公表し、生物多様性に関する活動への事業者の更なる参画を促し

表2-2-1 地域連携保全活動支援センター設置状況

【2021年4月現在】

地方公共団体名	地域連携保全活動支援センターの名称
北海道	北海道生物多様性保全活動連携支援センター (HoBiCC) *
青森県	青森県 環境生活部 自然保護課 *
茨城県	茨城県 生物多様性センター *
栃木県	栃木県 環境森林部 自然環境課 *
栃木県小山市	小山市 総合政策部 渡良瀬遊水地ラムサル推進課 *
千葉県	千葉県生物多様性センター
福井県	福井県 安全環境部 自然環境課 *
長野県	長野県 環境部 自然保護課 *
愛知県	愛知県 環境部 自然環境課 *
愛知県名古屋市長	なごや生物多様性センター *
兵庫県	兵庫県 農政環境部 環境創造局 自然環境課 *
滋賀県	滋賀県 琵琶湖環境部 自然環境保全課
大阪府堺市	ウェブサイト 「堺いきもの情報館／堺生物多様性センター」 *
奈良県橿原市、高取町、及び明日香村	飛鳥・人と自然の共生センター *
鳥取県	とっとり生物多様性推進センター
徳島県	とくしま生物多様性センター *
愛媛県	愛媛県立衛生環境研究所 生物多様性センター

※：既存組織が支援センターの機能を担っている。

資料：環境省

ています。

経済界を中心とした自発的なプログラムとして設立された「生物多様性民間参画パートナーシップ」や「企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB)」との連携・協力を継続しました。さらに、2020年11月には経団連と環境省で「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」を立ち上げ、日本企業の先進的な取組を戦略的に発信していく取組を開始しました。

(2) 生物多様性に配慮した消費行動への転換

事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換していくことも重要です。そのための仕組みの一例として、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と、それに基づく商品等の流通を促進するための民間主導の認証制度があります。こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用に関わることのできる仕組みを拡大していくことが重要です。

環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度のほか、生物多様性に配慮した持続可能な調達基準を策定する事業者の情報等について環境省のウェブサイト等で情報提供しています。また、木材・木材製品については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）により、政府調達の対象とするものは合法性、持続可能性が証明されたものとされており、各事業者において自主的に証明し、説明責任を果たすために、証明に取り組むに当たって留意すべき事項や証明方法等については、国が定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠することとしています。加えて、合法伐採木材等の利用を促進することを目的として、木材等を取り扱う事業者に合法性の確認を求める合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成28年法律第48号）が2017年5月に施行されました。これらの取組を通じ、合法証明の信頼性・透明性の向上や合法証明された製品の消費者への普及を図っています。

また、生物多様性等環境に配慮した生産・消費を後押しするため、2020年6月に立ち上げた官民協働のプラットフォームである「あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」を立ち上げ持続可能な消費を促進するためのサステナウィーク等を実施しました。

3 自然とのふれあいの推進

(1) 国立公園満喫プロジェクト等の推進

2016年3月に政府が公表した「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた10の柱施策の一つとして、国立公園満喫プロジェクトがスタートしました。本プロジェクトでは、日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進することにより、国立公園の所在する地域の活性化を図り、自然環境の保護と利用の好循環の実現に向けて、阿寒摩周、十和田八幡平、日光、伊勢志摩、大山隠岐、阿蘇くじゅう、霧島錦江湾、慶良間諸島の8つの国立公園を中心に、先行的、集中的な取組を進めています。本プロジェクトについては、2020年8月に開催した有識者会議において、2021年以降も継続することや34全ての国立公園で事業を展開することなどの今後の展開の方向性を決定しました。2020年度は阿寒摩周国立公園や十和田八幡平国立公園等での廃屋撤去等の利用拠点の上質化に向けた取組が進められるとともに、グランピングやナイトタイム等の新たなコンテンツ造成等の取組が開始されました。また、2021年3月までに新たに33社と国立公園オフィシャルパートナーシップを締結し、既締結の継続企業と合わせてパートナー数は105社となりました。そして、2019年度に引き続き、ビジターセンターや歩道等の整備、多言語解説やツアー・プログラムの充実、その質の確保・向上に向けた検討、ガイド人材等の育成支援、利用者負担による公園管理の仕組みの調査検討、国内外へのプロモーション等を行いました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、国立・国定公園及び国民保養温泉地で観光事業者等に甚大な影響が生じていることを踏まえ、地域関係者が行う国立・国定公園での滞在型ツアーの企

画・実施やツアー等に使うエリアの環境整備、ワーケーション（観光地といった通常の職場以外でテレワーク等により働きながら休暇も楽しむもの）の企画・実施やWi-Fiの設置等の取組を支援し、関係事業者の雇用の維持・確保、旅行者数の増加、地域経済の活性化等にも貢献するとともに、国立公園等で「遊び、働く」という健康でサステイナブルなライフスタイルを推進しました。

2010年の自然公園法改正後の同法の施行状況や国立公園満喫プロジェクトの取組状況と課題等も踏まえ、2020年7月に環境大臣から中央環境審議会に対して、「自然公園法の施行状況等を踏まえた自然公園制度の今後の在り方について」を諮問しました。自然環境部会の自然公園等小委員会において審議が進められ、2021年1月に答申を受けました。

(2) 自然とのふれあい活動

みどりの月間（4月15日～5月14日）等を通じて、自然観察会など自然とふれあうための各種活動や、サンゴ礁や干潟の生き物観察など、子供たちが国立公園等の優れた自然地域を知り、自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しました。国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員及びパークボランティアの連絡調整会議等を実施し、利用者指導の充実を図りました。

2020年8月25日から11月29日の間、環境省、国立科学博物館、文化庁、日本芸術文化振興会の主催で、日本博事業の一環として、国立公園の多様な自然の姿を様々な切り口で紹介する企画展「国立公園 -その自然には、物語がある-」を開催しました。また、国立公園の巡回利用の促進を目的とした、アプリを用いた「日本の国立公園めぐりスタンプラリー」の開始や、国立公園の風景を楽しむことができるカレンダーの作成を行いました。

さらに、指定から70周年を迎えた磐梯朝日国立公園と秩父多摩甲斐国立公園において、記念式典の開催やパンフレットの作成等を行いました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

(3) 自然とのふれあいの場の提供

ア 国立・国定公園等における取組

国立公園の保護及び利用上重要な公園事業を国直轄事業とし、安全で快適な公園利用を図るため、ビジターセンター、園地、歩道、駐車場、情報拠点施設、公衆トイレ等の利用施設や自然生態系を維持回復・再生させるための施設の整備を進めるとともに、国立公園事業施設の長寿命化対策、多言語化対応の推進等に取り組みました。2020年度には、十和田八幡平国立公園の網張ビジターセンター（2020年12月リニューアルオープン）を改修整備しました。また、国立・国定公園及び長距離自然歩道等については、46都道府県に自然環境整備交付金を交付し、その整備を支援しました。長距離自然歩道の計画総延長は約2万8,000kmに及んでおり、2018年には約7,758万人が長距離自然歩道を利用しました。

旧皇室苑地として広く親しまれている国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、施設の改修、芝生・樹木の手入れ等を行いました。また、庭園としての質や施設の利便性を高めるため、新宿御苑において早朝開園を開始するなど、更なる取組を進めました。

イ 森林における取組

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図るための整備を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備に対し助成しました。また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備等を推進しました。国有林野においては、森林教室等を通じて、森林・林業への理解を深めるための「森林ふれあい推進事業」等を実施するとともに、国民による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」等の設定・活用を図り、国民参加の森林づくりを推進しました。また、「レクリエーションの森」の中でも特に優れた景観を有するなど、地域の観光資源として潜在能力の高い93か所を2017年に「日本美しい森 お薦め国有林」として選定し、重点的に観光資源

の魅力の向上、外国人も含む旅行者に向けた情報発信等に取り組み、更なる活用を推進しました。

(4) 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正な利用を図ることを目的とした温泉法（昭和23年法律第125号）に基づき、温泉の掘削・採取、浴用又は飲用利用等を行う場合には、都道府県知事や保健所設置市長等の許可等を受ける必要があります。2019年度には、温泉掘削許可180件、増掘許可14件、動力装置許可132件、採取許可55件、濃度確認128件、浴用又は飲用許可1,862件が行われました。

環境大臣が、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき地域を指定する国民保養温泉地については、2020年10月に南小国温泉郷（熊本県南小国町）を新たに指定し、2021年3月末時点で77か所を指定しています。

2018年5月から現代のライフスタイルに合った温泉地の楽しみ方として「新・湯治」を推進するためのネットワークである「チーム新・湯治」を立ち上げ、2020年度は4回のセミナーを実施しました。2021年3月末時点で339団体が参加しています。また、2018年度及び2019年度の2か年における温泉地で過ごすことのリフレッシュ効果等を把握する調査結果を公表しました。

(5) 都市と農山漁村の交流

農泊の推進による農山漁村の所得向上を実現するため、農泊をビジネスとして実施するための体制整備や、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げるための専門家派遣等の取組、農家民宿や古民家等を活用した滞在施設等の整備の一体的な支援を行うとともに、日本政府観光局（JNTO）等と連携して国内外へのプロモーションを行いました。

また、農山漁村が有する教育的効果に着目し、農山漁村を教育の場として活用するため、関係府省が連携し、子供の農山漁村宿泊体験等を推進するとともに、農山漁村を都市部の住民との交流の場等として活用する取組を支援しました。

第3節

生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理

1 生態系ネットワークの形成

優れた自然環境を有する地域を核として、民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域（OECM）等を有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の形成を推進するとともに、重要地域の保全や自然再生に取り組み、私たちの暮らしを支える森里川海のつながりを確保することが重要です。2020年12月から、「民間取組等と連携した自然環境保全（OECM）の在り方に関する検討会」を開催し、我が国のOECMに関する検討を開始しました。

森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うため、環境省と有識者からなる「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを立ち上げ、2015年度に全国約50か所で開催したリレーフォーラムにおける参加者の意見等を踏まえ、2016年9月には「森里川海をつなぎ、支えていくために（提言）」を公表しました。

本提言の下、多様な資源がその地域の中で循環し、相互に支え合う「地域循環共生圏」の構築に向け、森里川海の保全及び再生に取り組む10の実証地域を選定し、2019年2月には、成果についてのシ

ンポジウムを開催しました。また、2019年度は、全国10か所のフォローアップを実施し、フォローアップを踏まえ事例等を追加し「地域循環共生圏の手引き」を更新しました。多様な主体によるプラットフォームづくり、自立のための経済的仕組みづくり、人材育成等に向けた地域の活動を支援しました。

2018年度に制作した読本「森里川海大好き！」は、全国の国立図書館、約2万校の学校図書館、フリースクール等へ寄贈し、読書感想文コンクールの開催及び自然体験プログラムの実施など、森里川海の恵みや自然体験の大切さを子供や保護者等に伝えました。さらに、酒匂川流域と大宮地域において「(仮題) 森里川海ふるさと絵本」制作を開始し、流域単位で河川の恵みを認識・共有する取組を行っているところです。また、「つなげよう、支えよう森里川海アンバサダー」による、SDGsの達成に向けた持続可能なサービスを展開する企業・団体取材した動画を制作し、SNSを通じて、ライフスタイルシフトを呼び掛けるなど、国民一人一人が森里川海の恵みを支える社会の実現に向けて、普及啓発しました(写真2-3-1)。

写真2-3-1 動画による、ライフスタイルシフトの呼び掛け



資料：環境省

(1) 水田や水路、ため池等

水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域住民の理解・参画を得ながら、生物多様性保全の視点を取り入れた農業生産基盤の整備を推進しました。また、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。さらに、農村地域の生物や生息環境の情報を調査し、生態系に配慮した水田や水路等の整備手法を検討するなど、生物多様性を確保するための取組を進めました。

生物多様性等の豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光等の場として活用する集落ぐるみの取組を支援しました。

(2) 森林

生態系ネットワークの根幹として豊かな生物多様性を構成している森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備事業による適切な造林や間伐等の施業を実施するとともに、自然条件等に応じて、針広混交林化や複層林化を図るなど、多様で健全な森林づくりを推進しました。また、森林の有する公益的機能の発揮及び森林の保全を確保するため、保安林制度・林地開発許可制度等の適正な運用を図るとともに、治山事業においては、周辺の生態系に配慮しつつ、荒廃山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を計画的に推進しました。さらに、松くい虫など病虫害や野生鳥獣による森林の被害対策の総合的な実施、林野火災予防対策を推進しました。

森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動等、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進しました。また、企業、森林ボランティアなど、多様な主体による森林づくり活動への支援や緑化行事の推進により、国民参加の森林づくりを進めました。

モントリオール・プロセスでの報告等への活用を図るため、森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、時系列的なデータを用いた解析手法の開発を行いました。

国家戦略及び農林水産省生物多様性戦略(2012年2月改定)に基づき、森林生態系の調査など、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進しました。国有林野においては、原生的な天然林を有する森林や希少な野生生物の生育・生息する場となる森林である「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成して野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリ

ング調査等を行い森林生態系の状況を把握し順応的な保全・管理（定期的なモニタリング等の調査によって現状を把握し、計画を検証・修正することによって、その時々科学的知見等に基づいた最適な保全・管理を行っていく手法。）を推進しました。

国有林野において、育成複層林や天然生林へ導くための施業の推進、広葉樹の積極的な導入等を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進しました。また、優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進しました。さらに、森林における野生鳥獣被害防止のため、地域等と連携し、広域的かつ計画的な捕獲と効果的な防除等を実施しました。

(3) 河川

河川の保全等に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を保全・創出するための「多自然川づくり」を全ての川づくりにおいて推進しました。

多様な主体と連携して、河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークを形成するため、湿地等の保全・再生や魚道整備等の自然再生事業を推進するとともに、流域一体となった生態系ネットワークのより一層の推進を目的として「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催しました。

さらに、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、従前から有している河川環境の保全を図りました。

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベースとして公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する国立研究開発法人土木研究所自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川の在るべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めました。

(4) 湿地

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、既に失われてしまった湿地の再生・修復の手立てを講じることが必要です。2016年4月に公表した「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」について、湿地とその周辺における生物多様性への配慮の必要性を普及啓発しました。

多様な主体と連携して、河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークを形成するため、湿地等の保全・再生や魚道整備等の自然再生事業を推進しました。

(5) 山麓斜面等

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出するために、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図りました。また、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流や里山等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工等を実施しました。土砂災害防止施設の整備に当たり良好な自然環境の保全・創出に努めています。

2 重要地域の保全

(1) 自然環境保全地域等

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び沖合海底自然環境保全地域並びに都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、極力自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。

これらの自然環境保全地域等において、自然環境の現況把握や標識の整備等を実施し、適正な保全管理に努めています（表2-3-1）。沖合海底自然環境保全地域に関しては、第2章第4節1を参照。

表2-3-1 数値で見る重要地域の状況

保護地域名等	地種区分等	年月	箇所数等
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域の箇所数及び面積	2021年3月	5地域 (5,631ha)
	自然環境保全地域の箇所数及び面積		10地域 (2万2,542ha)
	沖合海底自然環境保全地域の箇所数及び面積		4地域 (2,268万3,400ha)
	都道府県自然環境保全地域の箇所数及び面積		546地域 (7万7,413ha)
国立公園	箇所数、面積	2021年3月	34公園 (219万5,292ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		60.5% (132万7,116ha)
	特別保護地区の割合、面積		13.3% (29万2,369ha)
	海域公園地区の地区数、面積		98地区 (5万5,088ha)
国定公園	箇所数、指定面積	2021年3月	58公園 (147万7,716ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		87.5% (129万2,441ha)
	特別保護地区の割合、面積		4.5% (6万6,168ha)
	海域公園地区の地区数、面積		29地区 (7,945ha)
国指定鳥獣保護区	箇所数、指定面積	2020年3月	86か所 (59万2,969ha)
	特別保護地区の箇所数、面積		71か所 (16万3,850ha)
生息地等保護区	箇所数、指定面積	2020年3月	9か所 (890ha)
	管理地区の箇所数、面積		9か所 (390ha)
保安林	面積（実面積）	2019年3月	1,221万3,578ha
保護林	箇所数、面積	2020年4月	661か所 (97万8,207ha)
文化財	名勝（自然的なもの）の指定数（特別名勝）	2021年3月	179 (12)
	天然記念物の指定数（特別天然記念物）		1,034 (75)
	重要文化的景観		70件

資料：環境省、農林水産省、文部科学省

(2) 自然公園

ア 公園区域及び公園計画の見直し

自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて指定される自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）は、国土の14.8%を占めており（図2-3-1）、国立・国定公園にあっては、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。

2020年度は、霧多布湿原や別寒辺牛湿原等の多様で優れた景観を有し、貴重な野生動植物が分布している我が国における傑出した自然の風景地であることが評価されたことを受け、厚岸霧多布昆布森国定公園を新規指定し、また、阿蘇くじゅう国立公園、尾瀬国立公園、阿寒摩周国立公園及び日光国立公園の公園計画の見直しを行いました。